第1編 総則

第1章 計画の目的及び前提

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条(市町村地域防災計画)及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条(推進計画)の規定に基づいて、柏原市(以下「市」という。)の市域にかかる防災に関し、柏原市防災会議が定める計画であって、市と市域内の公共的団体(以下「関係機関」という。)等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の目標及び位置づけ

1 計画の目標

この計画は、市民、事業者及び行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害 に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図ることにより、 「災害に強い安全なまち」を目指す。

2 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第3 計画の構成

	構成	内容
第1編	総則	計画の構成・方針、災害の想定、関係機関が行うべき業務の大綱
第2編	災害予防対策	平時から災害に備えて行うべき対策
第3編	災害応急対策	災害発生後あるいは発生するおそれがある場合に取組むべき対策
第4編	復旧・復興対策	被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策
第5編	南海トラフ地震防	南海トラフ地震にかかる防災対策の推進計画
	災対策推進計画	
資料編		上記に関する基礎的情報、資料、法令、様式等

第2節 市域の概況

第1 位置及び面積

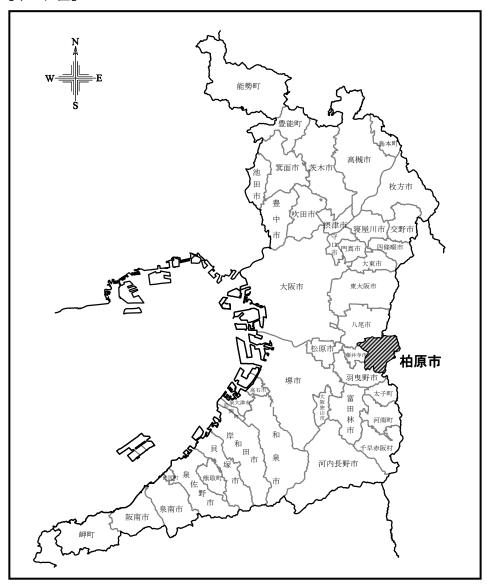
市は、府の中央東部に位置し、大阪市の都心から約 20 km、河内平野の東南端にある。東は信貴生駒山系を隔てて奈良県と接し、西は藤井寺市、南は羽曳野市、北は八尾市に隣接している。

東西 6.60 km、南北 6.63 kmとほぼ同じであり、市域面積は 25.33km2である。

人	口	67,759 人 *					
面	積	25. 33 k	$ m m^2$				
		位置	東経 135° 37′	北緯 34° 34′ 36″			
地 勢		範囲	東西 6.6 km	南北 6.63 km			
		海抜	最高 386.8m	最低 13.0m			

※令和3年(2021年)12月末現在

【市の位置】



第2 自然的条件

1 地 勢

市域は、西部が大阪平野、東部が信貴生駒山系があり、山地から低地へと高低差に富んでいることが特色で、市域の約65%が山地で占められ、平地は約35%となっている。

市域中央を府内で2番目に大きい大和川が市域を二分する形で東から西に流れており、これに石川、原川が南から合流している。江戸時代中期以前の大和川は、石川が合流するあたりから北流(現在の長瀬川付近)して河内平野を形成し、淀川に南から合流していたが、宝永元年(1704年)以降の付け替え工事によって現在の流路になったものであり、現在でも大和川右岸の中小河川は北流している。

2 河川・水路

市域を流れる河川には、大和川をはじめ、淀川水系(寝屋川流域)の恩智川・平野川、大和川水系の原川・石川の一級河川と、これらに注ぐ準用河川及び普通河川がある。一級河川の府管理区間では、時間雨量おおむね50mmに対しての改修は完了している。

3 地形・地質

(1) 地 形

市の地形は、大和川によって形成された旧大和川扇状地及び大和川河谷の低地並びに石川低地、 二上山地前面の玉手山丘陵、生駒山地並びに二上山地に大別できる。

低地は、旧大和川、大和川、石川によって形成された氾濫原性の平地であり、旧大和川、石川沿いには自然堤防がみられる。

丘陵地は大部分が宅地造成による人工改変地で、半独立状の丘となっている。

山地のうち生駒山地の西斜面では、30~35度以上の急斜面が多くみられる。また、二上山地は生駒山地と地質の異なる明神山と寺山により構成される。山地斜面は全体的に開析され、浸食谷が樹枝状に発達している。

(2)地質

市の表層地質は、おおむね地形と対応している。

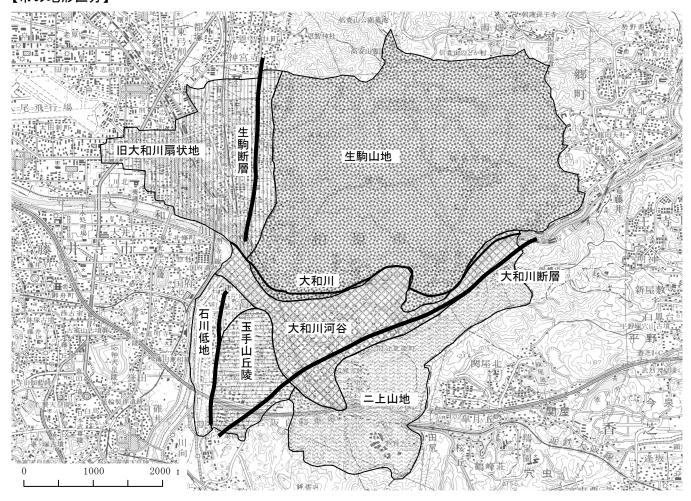
低地の沖積層は層厚10~15mで分布し、締まりの緩い砂礫、砂、シルト、粘土等からなる軟弱な 地層である。

丘陵地は二上層群の固結堆積物である礫岩と、同じく二上層群の火山性岩石である凝灰岩よりなる。また、丘陵部の西側は約200万年前~約30万年前頃にかけて堆積した砂礫、砂、粘土や火山灰などが繰り返し重なった大阪層群に覆われている。

生駒山地は主に領家花崗岩類、二上山地は主に安山岩質の岩石地盤である。花崗岩類は節理が発達し、風化を受けてマサ土化が進んでおり、風化は深層にまで及んでいる。

なお、生駒山地の領家花崗岩類上にある亀の瀬周辺は、地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっており、これまでに何度も地すべりが発生している。

【市の地形区分】



凡	例	
山地I(生駒山地)		低地 I (旧大和川扇状地)
山地Ⅱ(二上山地)		低地Ⅱ(大和川河谷)
丘 陵(玉手山丘陵)		低地Ⅲ(石川低地)
河川	1	活断層

4 気 象

市の気象は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去 5 年間(平成28年(2016年) ~令和 2 年(2020年))の気象をみると、平均気温17. 2 \mathbb{C} (最高38. 2 \mathbb{C} 、最低-3. 4 \mathbb{C})、平均風速2. 6 \mathbb{E} \mathbb{E} 平均降水量1,303.7 \mathbb{E} \mathbb

第3 社会的条件

1 人 口

市の人口は、令和2年(2020年)の国勢調査では、人口68,175人、世帯数30,009世帯で、一世帯当たり人口は2.29人、人口密度は2,715人/kmである。

昭和33年(1958年)市政施行当時3万4千人であった人口は、高度経済成長の進行とともに増加傾向が顕著になり、昭和35年(1960年)から昭和55年(1980年)の20年間で1.96倍になり、平成7年(1995年)には8万人を超え、従前に比べて増加のペースがスローダウンしたものの、増加し続けた。しかし、平成10年(1998年)以降は、世帯数は増加を続けるものの、人口は減少を続けている。

総人口における65歳以上の人口は、年々増加し令和2年(2020年)国勢調査で29.5%の比率を占めている。

2 交通網

市には、JR関西本線、近鉄大阪線及び道明寺線の3本の鉄道が通っている。JR関西本線は市域の北西から中心市街地を経て大和川沿いに奈良県王寺町に抜けており、柏原駅、高井田駅及び河内堅上駅がある。近鉄大阪線はJR関西本線と平行して市街地を南北に通り、高井田から大和川を渡って奈良県香芝市に抜けており、法善寺駅、堅下駅、安堂駅、河内国分駅及び大阪教育大前駅がある。

また、近鉄道明寺線はJR関西本線の柏原駅と近鉄南大阪線の道明寺駅(藤井寺市)を南北に結ぶ 支線であり、柏原南口駅がある。

主要道路としては、市域の南端を西名阪自動車道が東西に抜け、柏原インターチェンジがある。また、国道25号がJR関西本線とほぼ並行して大阪と奈良を結んでおり、国分から国道165号が分岐して近鉄大阪線と並行して香芝市に抜けている。これらと交差して、南北に大阪外環状線(国道170号)と国道170号、東西に主要地方道堺大和高田線が走っている。

市には空港はないが、隣接する八尾市に八尾空港があり、比較的近い距離に位置している。

3 土地利用状況

市は、大和川が金剛、生駒山地に亀の瀬渓谷を刻み、大阪と奈良を結ぶ古くからの交通の要衝となっていた。このため、東高野街道、奈良街道及び長尾街道沿いに集落が発達し、これらが現在の市街地の核となっている。

明治22年(1889年)に大阪鉄道(現JR関西本線)が市域最初の鉄道として大阪と結ばれ、その後明治31年(1898年)に河陽鉄道(現近鉄道明寺線)が、昭和2年(1927年)には大阪電気軌道(現近鉄大阪線)が開通し、市の根幹をなす公共交通機関となっている。

山地は主に樹林地であったが、隆起準平原である生駒山地では、樹枝状に発達した浸食谷の谷底部が水田や果樹園として利用され、南西側の緩斜面や扇状地にぶどう園が形成されていた。

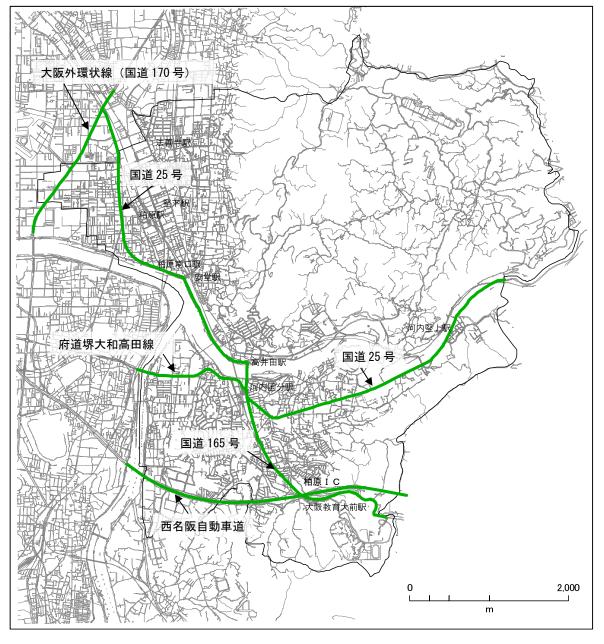
旧大和川河床地は、良質で豊富な地下水に恵まれたため、染色関連の工場が早くから立地し、長瀬川沿いには昭和初期の大阪・奈良間、柏原・富田林間の産業道路の開通により立地に拍車がかかった。

このため、現在でも河川沿いは工業地となっている。

高度経済成長期に、柏原、堅下の平坦地や国分の緩傾斜地の住宅地化が進み、ぶどう園等の耕作地が減少した。また、南部の玉手山丘陵の住宅地開発が進み、大阪教育大学、大阪府中小企業団地(工業)が立地している。しかし、古代から要衝として開けた地域であったため、埋蔵文化財や古墳群がいたる所に分布し、開発は緩慢であった。

このように、市は住宅・産業都市として発展してきたため、西部低地には旧市街地を核とする住宅 及び商工業の混在市街地、台地・丘陵地には住宅地、中小企業団地、大学等の新興市街地、河川沿い には工業地が広がり、山麓から山地にかけては果樹農業地域となっている。

【主要交通網の状況】



第3節 災害の履歴

第1 地震災害の履歴

近畿圏に影響が及んだ大規模な地震として、兵庫県南部地震(マグニチュード 7.3:平成7年(1995年) 1月17日)があるが、市での被害は軽傷4人、一部破損124棟であった。なお、大阪府北部地震(マグニチュード 6.1:平成30年(2018年)6月18日)では、府北部の高槻市、茨木市等で大きな被害が発生したが、市内では、人的被害、建物被害ともに確認されなかった。

その他の昭和以降の地震被害事例は、河内大和地震(マグニチュード 6.4:昭和 11 年 (1936 年) 2月 21日)、南海道地震(マグニチュード 8.0:昭和 21 年 (1946 年) 12月 21日)によるものがある。府と奈良県境の二上山付近を震源とする河内大和地震では、古市、柏原等で山崩れによる死者 8 名、道路堤防の破損 74 箇所、家屋に損害のあったもの約 200 戸で、大和川流域沿いでは泥水の噴出をみたところが多いと記録されている。また、南海道地震では建物数戸が倒壊したと記録されている。

過去に府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震(887年、1361年、1707年、1854年、昭和19年(1944年)、昭和21年(1946年))、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震(1510年、1596年、明治32年(1899年)、昭和27年(1952年)、平成7年(1995年)など)、濃尾地震(明治24年(1891年))などの地震による被害を受け、市でも少なからず影響を受けたと推測される。

第2 風水害の履歴

市域の水害については大和川が深く関わっている。現在の大和川は約300年前の宝永元年(江戸時代)、河内平野の水害をなくすため、それまで石川と合流後、柏原から北に流れて淀川に合流していたものを、西に流れるよう大工事により付け替えられたものである。

市に浸水被害をもたらした風水害は台風及び豪雨によるものである。これまでの浸水被害としては、昭和 47 年(1972 年) 7月 12~13 日の梅雨前線による豪雨、昭和 47 年(1972 年) 9月 15~16 日の台風 20 号による豪雨、昭和 54 年(1979 年)6月 27 日~7月 2 日の梅雨前線による豪雨、昭和 54 年(1979 年)9月 30 日~10月 1 日の台風 16 号による豪雨、昭和 57 年(1982 年)8月 2~3 日の台風 10 号及び低気圧による豪雨があり、このうち昭和 57 年(1982 年)8月の豪雨は、国分市場地区をはじめ市内各地で浸水被害が生じている。

近年では、平成29年(2017年)10月21~22日の台風21号の豪雨により、大和川の水位は観測史上最高の(大和川水位観測所:5.78m)まで上昇し、高井田地区や国分市場地区を中心に1棟の床上浸水、17棟の床下浸水被害が確認された。

また、翌年の平成 30 年 (2018 年) 9月 $4\sim5$ 日の台風 21号では、台風が強い勢力を保ったまま大阪湾内を北上したため、暴風により屋根や外壁の破損など 100 棟以上の建物被害が生じた。

第3 土砂災害の履歴

市では、昭和6年(1931年)11月に発生した亀の瀬地すべりによって、峠地区の民家や耕地に大きな被害が出たほか、大和川河床の隆起による上流の奈良県王寺町での浸水被害の発生、関西本線トンネ

ル崩壊などの被害が生じた。昭和 37 年(1962 年)からは、国により排土工事等の地すべり対策工事が 実施され、近年完了した。

亀の瀬地すべりが発生した峠地区は、地質では、領家式岩類を基盤とし、明神山讃岐岩を中心とする 二上層群が覆っている。峠地区の二上層群の特色は、明神山讃岐岩の上に、火山破屑岩層や礫岩層があ り、さらにその上位に新・旧のドロコロ安山岩が集岩塊・凝灰岩を伴って分布していることであり、そ れらの岩層が、断層活動によって傾動し、傾斜面上にほぼ平行にのっている。したがって、地下の岩層 内に吸水して可塑性を有する粘土のようなものが存在すると、それを滑動面として、上に岩層をのせた まま下方へ滑り出すことになる。讃岐岩・凝灰岩ともに風化して粘土化し、それが水を吸うと地すべり を発生する滑動部となる。このため、周辺地域は地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっている。

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっての基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、これらの各 災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

第1 地震災害

1 府による被害想定

府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定(府実施)

相宁地雷					活断原	層による直下型	地震		海溝型	型地震
想定地震 項 目		上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	南海トラフ 巨大地震	東南海·南海 地震		
地震	の	マク゛ニ	チュート゛	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	9.0~9.1	7.9~8.6
規	模	震	度	4~7	4~7	4~7	3~7	3~7	5強~6強	4~6 弱
建物组	全半期	裏 全	È 壊	363 千棟	219 千棟	275 千棟	86 千棟	28 千棟	118 千棟	22 千棟
棟	梦	数半	半 壊	329 千棟	213 千棟	244 千棟	93 千棟	42 千棟	577 千棟	48 千棟
出	火	件	数	268 (538)	127 (254)	176 (349)	52 (107)	7 (20)	61	7 (20)
死 傷	≠ ¥	列	正 者	13 千人	6 千人	10 千人	3 千人	3 百人	134 百人	1 百人
外局	伯多		負傷者	149 千人	91 千人	101 千人	46 千人	16 千人	91 千人	22 千人
避難	重所 生	生活	者数	81 万人	45 万人	57 万人	22 万人	7 万人	118 万人	7 万人
ラ	停		電	200 万軒	60 万軒	89 万軒	41 万軒	15 万軒	209 万軒	8 万軒
イフ	ガン	ス供糸	合停止	293 万戸	128 万戸	142 万戸	64 万戸	8 万戸	115 万戸	_
ライ	水	道	新 水	545 万人	372 万人	490 万人	230 万人	111 万人	832 万人	78 万人
ン	電	話	不 通	91 万加入者	42 万加入者	45 万加入者	17 万加入者	8 万加入者	142 万加入者	_

⁽注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、() は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時) によるものの合計 また、府では、府内全域に及ぶ被害想定とともにこれを各市町村ごとに想定している。以下の表に 市にかかわる想定を示す。

市における被害の想定(府実施)

想定地震項目	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	東南海·南海 地震	南海トラフ 巨大地震
全壊棟数	1千棟	2 千棟	5 千棟	1 百棟	3 百棟
半壊棟数	2 千棟	3 千棟	4 千棟	2 百棟	21 百棟
建物披害計	3 千棟	5 千棟	9 千棟	3 百棟	24 百棟
炎 上 出 火 件 数	-(1)件	1(2)件	3(5)件	_	_
死 者	6人	10 人	180 人	_	2 人
負 傷 者	6 百人	9 百人	12 百人	60 人	158 人
避難所生活者数	3千人	5 千人	11 千人	3 百人	4千人
停 電 軒 数	18 千軒	8千軒	34 千軒	5 百軒	17 千軒
都市ガス影響戸数	14 千戸	24 千戸	24 千戸	_	_
上水道影響人口	2万人	3 万人	5 万人	0.2万人	5 万人
通信被害	1千加入者	11 千加入者	11 千加入者	_	6 千加入者

⁽注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、() は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計

2 被害想定に基づく重要物資備蓄目標量等

上記の府が実施した被害想定結果(生駒断層帯地震)により、避難所必要面積、重要物資備蓄目標量を定めた。

必要とされる避難所の面積

項目	面積
避難所必要面積	21,004 m ² 避難者 1 人当たり 2 m ² で計算

重要物資備蓄目標量

項目	目 標 量	項目	目標量
アルファ化米等	10,502食	毛布	3, 151 枚
高齢者用食	211 食	おむつ	1,576 個
粉ミルク	111 人・日	生理用品	17, 408 個
哺乳ビン	111 本	簡易トイレ	106 基

第2 風水害

市における風水害の主要な要因としては、梅雨期と台風期の豪雨が挙げられる。

1 水害

水害には、地区の降水の排水が悪いため冠水する内水災害と、河川などの堤防が決壊して発生する 外水災害、強風による吹き寄せと気圧低下による吸い上げで潮位が上昇して浸水する高潮がある。

市は、高潮による被害の発生条件が乏しく、過去に履歴もないことから、内水災害と外水災害について検討する。

(1) 内水災害

既存の雨水管や水路などの排水施設の排水能力を上回るような想定外の大雨が降った際には、一時的に浸水被害が発生することが予想される。

しかし、市管理の排水施設については、巡視点検を行い、浚渫などの維持管理を随時実施し、内 水災害を最小限に抑えるよう努めている。

また、被害をより抑制するための取組みとして、雨水の貯留や浸透を図り、流入量を軽減するような対策を府などと連携し、取組んでいる。

(2) 外水災害

市では、ほとんどの堤防は治水計画によって整備されており、災害は発生しにくくなっているが、 破堤時には大規模な浸水被害が予想される。

第3 土砂災害

生駒山地及び二上山地の渓流、生駒山地、山麓地付近の急傾斜地は、「土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの区域指定、ま た地すべり危険箇所に指定がされている箇所があり、豪雨等により災害が発生する可能性がある。

生駒山地は第四紀の比較的新しい時代に形成された山地であるが基盤の花崗岩は深くまで風化が進みマサ土化が著しく、斜面表層部は降雨などによって崩れやすい。

また、地すべり対策として、地下水排除工及び杭工、排土工、深礎工、表面排水工等が現在までに実施されている。

これらを踏まえて、市域の土砂災害防止法に基づく区域指定等は次のようになっている。

土砂災害防止法に基づく区域指定数一覧

土石流		急傾斜均	也の崩壊	地すべり		
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域 特別警戒区域		警戒区域	特別警戒区域	
43	31	189	177	3	0	

(令和3年(2021年)12月現在)

※指定区域については資料 3 土砂災害警戒区域等一覧を参照、資料 6 土砂災害警戒区域等 位置図を参照

土砂災害危険箇所数一覧

種類		箇所数
急傾斜地崩壊危険区域 (法指定)		11
地すべり危険箇所		6
	うち防止区域(法指定)	3

(令和3年(2021年)3月現在)

第2章 計画の基本方針

第1節 計画の方針

地域防災は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

平成7年(1995年)1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)は、6,000人以上の犠牲者を出したほか、老朽木造家屋を中心とする建物の倒壊、同時多発火災による建物の延焼、都市基盤施設の損壊、ライフライン施設の損壊等が未曾有の規模で発生した。震災の応急対策においては、道路、ライフライン等の損壊により消火活動や救助活動が初動時に十分行えなかったことや、避難所の不足、高齢者や要支援者に対する対応の遅れ等が課題となった。また、仮設住宅の不足、被災者の生活再建の問題、住宅の再建築における総合的なまちづくりの課題等、被災後も長期にわたって問題となっている事項も少なくない。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災(東北地方太平沖地震)では、地震動のみならず地震により発生した津波により、15,000人以上の犠牲者を出したほか、建物被害が非常に大きく、市町村の機能が喪失したところも出た。東日本大震災で明らかになった課題の多くは、阪神・淡路大震災当時に指摘されたものと共通点が多く、いまだに解決されていないものが多い。特に、緊急物資輸送、避難行動要支援者対策、避難所におけるプライバシー等の確保、被災者の心のケアが問題となった。さらに、広域にわたって車両の燃料不足、多量の災害廃棄物(解体がれき等)の処理等についても問題となった。

本計画の策定に当たっては、こうした過去の災害を教訓として、自然との共生と環境負荷の低減、進行する高齢化社会への対応といったこれからの地域行政に対する課題を踏まえつつ、防災に関する基本 方針を定めることとする。

市では、軟弱な地盤に形成された混在市街地や中高層建築物、工場等の危険物施設及び多数の人々が集まる大型商業施設の増加などにより、地震や火災の発生によって複合的・広域的な都市災害が発生する危険性が増加している。また、既存の雨水管や水路などの排水施設の排水能力を上回るような大雨が降った際には、一時的に浸水被害が発生する内水災害の危険性の増大など、都市化の進行が災害の発生を助長している面もみられる。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市及び関係機関の防災機能充実と、これら機関と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化・不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保など都市基盤の整備を進め、都市の防災機能の強化を図る。また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災力の低下や防災意識の希薄化が進むことが考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

第1 基本目標

「災害に強い安全なまちづくり」を目指し、市民、事業者及び行政が連携して、災害に強い市街地の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

災害に強い安全なまちづくり

第2 防災施策の大綱

1 災害に強いまちづくり

市をはじめ関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。

2 災害に備えた体制の確立

市をはじめ関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平時から防災にかかる組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

3 地域防災力の向上

市民自らが「自らの地域と自らの命は自らが守る」という"自助""共助"の視点に立ち、平時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市をはじめ関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

4 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

災害時における市、関係機関、市民及び事業者の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図ることによって災害に備える。

(2) 柏原市地域防災計画と防災体制の充実

市及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

(3) 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難場所・避難路の整備、消防施設の整備、学校等の耐震化、防災行政無線の整備等については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備を進める。

第3 計画的な災害対策の実施

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、市の国土強靭化に関する事項の指針となる柏原市強靭化地域計画(令和2年(2020年)12月策定)とも整合を図り、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。

さらに、令和2年(2020年)における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するとともに、災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行うなど、被害規模を可能な限り早期に把握する。

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され

た、国際社会が一丸となって令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき持続可能な開発目標 (SDGs) の観点を踏まえながら、取組んでいくこととする。

※PDCAサイクル: プロセスの管理手法の一つで、計画 (plan) →実行 (do) →評価 (check) →改善 (act) の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

第2節 市・関係機関の業務の大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次にあげる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

市にかかる防災に関し、市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府、大阪府柏原警察署、自衛隊、市地域管轄の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体の処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 市

1 危機管理課

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 組織動員体制の整備に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (5) 自主防災組織の育成に関すること。
- (6) 防災に関する物資、資機材の整備・備蓄及び緊急輸送に関すること。
- (7) 防災行政無線に関すること。
- (8) 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (9) 避難情報の発令に関すること。
- (10)災害救助法に関すること。
- (11) 府、他の市町村、自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。

2 政策推進部 (危機管理課以外)

- (1) 災害関係の広報広聴に関すること。
- (2) 災害時の人員配置に関すること。
- (3)職員の動員配置に関すること。
- (4) 災害状況の記録に関すること。
- (5) 復興計画の企画立案に関すること。
- (6) 他の災害対策業務の応援に関すること。

3 総務部

- (1) 災害対策本部の庶務に関すること。
- (2) 車両の確保及び配車に関すること。
- (3)情報技術の支援に関すること。
- (4) 庁舎等の防災に関すること。

4 財務部

- (1)被害状況等の緊急調査に関すること。
- (2) 家屋等の被害調査に関すること。
- (3)罹(り)災証明書等の発行に関すること。
- (4) 義援金に関すること。
- (5) 災害関係予算及び起債に関すること。
- (6) 税減免に関すること。
- (7) 食料及び生活必需品の確保・供給に関すること。

5 市民部

- (1) 被災者からの問い合わせ、相談及び要望に関すること。
- (2) し尿・ごみ及び災害廃棄物処理に関すること。
- (3) 埋火葬の許可に関すること。
- (4) 防疫活動に関すること。
- (5) 食料及び生活必需品の確保・供給に関すること。
- (6) 中小企業及び農業関係者の復興支援に関すること。
- (7) 外国人に対する支援に関すること。

6 福祉こども部・健康部

- (1) 応急医療体制の整備に関すること。
- (2) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (3) 救護所の設置及び管理等、応急医療対策に関すること。
- (4)遺体の収容に関すること。
- (5) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置及び人材育成に関すること。
- (7)被災者生活再建支援法に関すること。
- (8) こども等要配慮者対策に関すること。

7 都市デザイン部

- (1) 建築物等の耐震化・安全化に関すること。
- (2) 建築物等の応急危険度判定に関すること。
- (3) 応急仮設住宅に関すること。
- (4) 市街地の整備促進に関すること。
- (5) 公園、道路等の整備促進に関すること。
- (6) 土砂災害対策に関すること。
- (7) 道路・橋りょう、危険箇所等の二次災害防止に関すること。
- (8) 障害物の除去に関すること。
- (9) 河川、水路、ため池等の整備に関すること。
- (10) 水防活動に関すること。
- (11) 河川、水路、ため池等の二次災害防止に関すること。

8 会計管理室

(1) 災害対策及び義援金・救援物資の出納に関すること。

9 上下水道部

- (1) 上下水道施設の整備に関すること。
- (2) 上下水道施設の緊急対応及び応急対策に関すること。
- (3) 飲料水の確保に関すること。
- (4)給水活動に関すること。
- (5) 水防活動に関すること。

10 病院医局、病院事務局

- (1) 応急医療体制の整備に関すること。
- (2) 応急医療対策に関すること。
- (3)遺体処理に伴う洗浄縫合、消毒に関すること。
- (4)被災地への医療救護班の派遣に関すること。
- (5) その他市立病院に関すること。

1 1 教育部

- (1) 学校における防災教育及び防災知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 教育施設等の耐震化及び安全化に関すること。
- (3) 避難所の管理運営及び統括に関すること。
- (4) 応急教育実施に関すること。

12 議会事務局

- (1) 災害時の市議会の支援に関すること。
- (2) 他の災害対策業務の応援に関すること。

13 行政委員会

- (1)委員等との連絡調整に関すること。
- (2) 他の災害対策業務の応援に関すること。

第2 柏原羽曳野藤井寺消防組合

- (1) 防災に関する教育及び訓練に関すること。
- (2) 災害資機材の整備に関すること。
- (3) 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。
- (4) 災害の防ぎょ、警戒、鎮圧に関すること。
- (5) 要救助被災者の救出、救助に関すること。
- (6) 傷病者の救出、搬送に関すること。
- (7) その他、防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること。

第3 柏羽藤環境事業組合

- (1) 災害時におけるゴミ、災害廃棄物等の処理に関すること。
- (2) 災害時におけるし尿の処理に関すること。

第4 府

1 八尾土木事務所

- (1) 府直轄公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防活動等の伝達並びに被災施設の 復旧等に関すること。
- (2) 災害予防計画、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整に関すること。

2 中部農と緑の総合事務所

- (1) ため池・水路等の災害予防及び災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡並びに指示に関すること。
- (2) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること。

3 大阪府藤井寺保健所

(1) 災害時における市全域の医療救護全体の調整や活動の支援及び保健衛生活動対策に関すること。

第5 大阪府柏原警察署

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (2)被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。
- (4) 交通規制・管制に関すること。
- (5) 応援部隊の要請・受入れに関すること。
- (6)遺体の検視(死体調査)等の措置に関すること。
- (7) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- (8) 災害資機材の整備に関すること。

第6 自衛隊(陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊)

- (1)地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること。
- (2) 災害派遣に関すること。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

第7 指定地方行政機関

1 大阪広域水道企業団

- (1) 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関すること。
- (2) 水道用水・工業用水道の被害情報の収集・伝達に関すること。
- (3) 災害時の緊急物資(飲料水)の確保に関すること。

- (4) 水道用水及び工業用水の供給確保に関すること。
- (5) 応急給水及び応急復旧に関すること。

2 近畿地方整備局大和川河川事務所

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- (2) 国管理の河川の洪水予報及び水防警報の発表並びに伝達に関すること。
- (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。
- (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

3 近畿地方整備局大阪国道事務所

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- (2) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (4) 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関すること。
- (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。
- (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

4 大阪管区気象台

- (1) 観測施設の整備に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。
- (4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- (5) 府や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

5 近畿農政局(大阪府拠点)

(1) 応急食料品及び米穀の供給に関すること。

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社(柏原支店)
 - ア 災害時における郵便業務の確保に関すること。
 - イ 災害特別事務に関すること。
 - ウ 郵便業務の復旧に関すること。
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社(大阪支社:柏原駅、高井田駅、河内堅上駅)、日本貨物鉄道株式会社 ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。

- オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (3) 西日本電信電話株式会社(関西支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(関西営業支店)、株式会社NTTドコモ(関西支社)、KDDI株式会社(関西総支社)、ソフトバンク株式会社(以下「西日本電信電話株式会社等」という。)
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
 - エ 災害時における重要通信確保に関すること。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
 - キ 災害用伝言板サービスの提供に関すること。
- (4) 日本赤十字社(大阪府支部)
 - ア 災害医療体制の整備に関すること。
 - イ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
 - ウ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
 - エ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
 - オ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
 - カ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
 - キ 救助物資の備蓄に関すること。
- (5) 日本放送協会(大阪拠点放送局)
 - ア 防災知識の普及等に関すること。
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること。
 - ウ 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
 - エ 気象予警報等の放送周知に関すること。
 - オ 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。
 - カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
 - キ 災害時における広報に関すること。
 - ク 災害時における放送の確保に関すること。
 - ケ 災害時における安否情報の提供に関すること。
- (6) 西日本高速道路株式会社(関西支社)
 - ア 管理道路の整備と防災管理に関すること。
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関すること。
- (7) 大阪ガスネットワーク株式会社
 - アガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
 - ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
 - エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

- (8) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
 - ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
 - ウ 災害時における電力の供給確保に関すること。
 - エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- (9) 日本通運株式会社(大阪支店)
 - ア 緊急輸送体制の整備に関すること。
 - イ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

2 指定地方公共機関

- (1) 築留土地改良区、青地井手口土地改良区
 - ア ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ ため池の治水活用に関すること。
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。

 - オ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。
- (2) 大和川右岸水防事務組合
 - ア 水防団員の教育及び訓練に関すること。
 - イ 水防資機材の整備及び備蓄に関すること。
 - ウ 水防活動の実施に関すること。
- (3) 近畿日本鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
 - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (4) 一般社団法人大阪府トラック協会
 - ア 緊急輸送体制の整備に関すること。
 - イ 災害時における緊急物資輸送の協力に関すること。
 - ウ 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

第9 公共的団体等

1 医師会等

- (1) 一般社団法人柏原市医師会
 - ア 災害時における医療救護の活動に関すること。
 - イ 負傷者に対する医療活動に関すること。
- (2) 一般社団法人柏原市歯科医師会
 - ア 災害時における医療救護の活動に関すること。
 - イ 被災者に対する歯科保健医療活動に関すること。

(3) 柏原市薬剤師会

- ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- イ 災害時における医薬品等の確保及び供給に関すること。

2 柏原市商工会

災害時における救助用物資及び復旧資材の確保についての協力等に関すること。

3 大阪中河内農業協同組合

災害時における救助用物資及び復旧資材の確保についての協力等に関すること。

4 柏原市社会福祉協議会、柏原市赤十字奉仕団

- (1) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (2) 福祉活動に関すること。
- (3) 災害ボランティアセンターの運営及び人材育成に関すること。

5 自主防災組織、自治会(町会)、区長会

市の行う防災に関する事務又は業務への協力に関すること。

6 危険物関係の取扱い施設

災害時における危険物の保安措置に関すること。

7 ため池管理者(山ノ井町区長、平野水利組合、大県水利組合、畑水利組合、高井田水利組合、五十 村水利組合等)

- (1) ため池、水門・樋門及び水路の防災管理に関すること。
- (2) ため池の決壊防止等の措置に関すること。
- (3) 消火用水等の提供に関すること。

8 その他公共的団体及び重要な施設

市が行う防災活動について公共的事業に応じての協力に関すること。

第3節 市民、事業者の基本的責務

大規模災害が発生した場合、市及び関係機関も被災している中で、その総力を結集して市民の生命、 身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するが、迅速な初動体制をとることは難しく、その対応能力には限界がある。阪神・淡路大震災においても、隣近所の住民、企業による消火・救助等の助け合いが行われ、延焼防止や多くの命が助かっている。

このような教訓から、災害による被害を最小限にとどめるためには、「公助」に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、ともに助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取組み、地域防災力の向上に努める。

第1 市民の基本的責務

市民は、自助、共助の理念のもと、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3)過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(Business Continuity Plan、以下「BCP」という。)を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急

対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時において もこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は市が実施する防災に関 する施策に協力するように努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画 (BCP) の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 施設等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を 実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援 者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・ 協働して活動できる環境の整備が必要である。

第4節 計画の運用

第1 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、これを修正する必要があると認める場合は、柏原市防災会議で審議のうえ修正する。

審議に当たっては、男女共同参画の視点から女性委員等の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多角的な意見の反映に努める。

なお、防災計画間の必要な調整、国から府、又は府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及 び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施され るよう努める。

第2 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が果たせるよう、毎年、本計画や班別のマニュアル等を活用した図上訓練や実践的訓練等によって本計画の習熟に努めるとともに、市民や市民団体、事業者へ周知するため広報・啓発を実施する。

第3 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、毎年事務の進捗状況を点検し、点検結果を踏まえ、翌年 度以降どのように進めるのかについて取組事項を明確にするとともに、本地域防災計画を改定する。実 施計画の対象になっていない事項についても、地域防災計画に定めた事項については進捗状況を把握す る。